

平成26年10月までの消費税転嫁対策の取組について

平成26年11月14日
公正取引委員会

1 はじめに

公正取引委員会は、今般の消費税率の引上げに当たり、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきた。

公正取引委員会は、転嫁拒否行為に関する情報を積極的に収集するため、消費税率の引上げが実施された本年4月以降、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等に対する悉皆的な書面調査や、大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査を実施したところであり、これらによって把握した情報等に基づき、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処しているところである。

また、本年4月から9月までに計10件の勧告・公表を行ったほか、本年10月に1件の勧告・公表を行ったところである。

今後も引き続き、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処していくとともに、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告・公表を積極的に行うこととしている。また、転嫁拒否行為の未然防止のための取組についても、引き続き実施していく。

2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集

ア 中小企業・小規模事業者等に対する悉皆的な書面調査

公正取引委員会は、平成26年4月から6月にかけて、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報提供を求めるため、中小企業・小規模事業者等全体に対して、広く調査票を送付又は配布して、書面調査を実施したところである。

転嫁拒否行為は、今後も行われる可能性があることから、平成26年度内にわたって違反行為を監視するため、本年7月以降も書面調査を引き続き実施している。

さらに、公正取引委員会は、これまでの書面調査に加え、個人事業者からの情報収集を一層強化すべく、中小企業庁と合同で、個人事業者に対して書面調査を実施するため、本年11月に調査票を送付することとしている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

電話 03-3581-3371（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

イ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為に関する情報等を把握するため、これまでに6,057社の事業者及び1,568の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した（平成26年10月末時点）。

(2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた事業者に対しては転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善措置を迅速に行っている。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行っている（公正取引委員会及び中小企業庁における平成25年10月から平成26年10月までの対応実績は別紙参照）。

公正取引委員会及び中小企業庁は、本年10月に51件の指導を行い、平成25年10月から平成26年10月までの指導件数の合計は1,389件である。また、公正取引委員会は、本年10月に1件の勧告を行い、平成25年10月から平成26年10月までの勧告件数の合計は11件である（別添1）。

違反行為類型別では、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が1,108件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が240件、役務利用・利益提供の要請（同法第3条第2号）が65件及び減額（同法第3条第1号前段）が23件となっている（合計1,436件）。

(3) 平成26年10月における転嫁拒否行為に対する措置

公正取引委員会は、本年10月に1件の勧告を行っており、同月における勧告の概要は以下のとおりである。

また、公正取引委員会及び中小企業庁は、本年10月に51件の指導を行っており、同月における主な指導事例は別添2のとおりである。

○ 山佐産業株式会社に対する件（平成26年10月22日勧告）

ア 山佐産業株式会社は、パチンコホール等の遊技場に回胴式遊技機（以下「スロット」という。）の販売等を行う事業者である。

イ 同社は、販売代理店とスロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結し、販売代理店ごとに、消費税額を含む額で業務委託手数料を定めている。

ウ 同社は、平成26年4月1日以後の業務委託手数料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、平成26年3月31日までの業務委託手数料と同額の業務委託手数料を本年8月分まで支払った。

エ 同社は、公正取引委員会の調査を契機として、平成26年4月1日以後の販売代理店に委託するスロットの販売等の業務に関する前記イの業務委託手数料について、平成26年9月30日までに、消費税率の引上

げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを販売代理店との間で合意し、平成 26 年 4 月 1 日に遡って当該引上げ分相当額を販売代理店に対して支払っている。

オ 公正取引委員会は、前記ウの行為が、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段（買ったとき）の規定に違反するものであるとして、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、同社に対し、今後、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること、同法の研修の実施等の社内体制整備のための措置を講じること、実施した措置を速やかに公正取引委員会に報告すること等を内容とする勧告を行った。

3 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

○ 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体を対象として、本年 6 月以降、公正取引委員会主催の説明会を全国 28 か所（28 回）で開催することとしており、本年 6 月から 10 月までに説明会を 26 回実施したところである。

本年 11 月にも説明会を実施することとしており、現在、公正取引委員会のホームページ（以下の URL 参照）において説明会参加の申込みを受け付けている。

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/setumeikai.html>

当該説明会では、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている転嫁拒否行為の概要やこれまでの勧告・指導事例などについて、公正取引委員会の職員が説明する。

なお、説明会の開催に併せて、転嫁拒否行為を受ける事業者等からの相談を公正取引委員会の職員が受け付ける移動相談会を開催する。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成26年10月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成26年10月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（勧告事件及び主な指導事例については、別添1及び別添2を参照）。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手件数	指導件数（注2）	勧告件数（注3）	措置請求件数
3,061件	1,389件 （大規模小売事業者73件）	11件 （大規模小売事業者2件）	3件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成26年10月までの累計（平成25年10月～平成26年10月）。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	47件	0件	47件
製造業	518件	0件	518件
運輸業（道路貨物運送業等）	148件	0件	148件
情報通信業	132件	0件	132件
卸売業	137件	1件	138件
小売業	144件	2件	146件
不動産業	25件	1件	26件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	96件	0件	96件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	25件	0件	25件
自動車整備業・機械等修理業	18件	0件	18件
その他（注5）	99件	7件	106件
合計	1,389件	11件	1,400件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、医療福祉、旅行業、労働者派遣業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	20件	3件	23件
買ったたき（注6）	1,097件	11件	1,108件
役務利用・利益提供の要請	65件	0件	65件
本体価格での交渉の拒否	240件	0件	240件
合計（注7）	1,422件	14件	1,436件

（注6） 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

勧告事件（平成26年10月まで）

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
4	一般社団法人東京都自転車商 防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防 犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
7	産業機械健康保険組合 (平成 26 年 8 月 1 日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
8 ~ 10	吉野家グループ 〔株吉野家資産管理サービス〕 〔株北日本吉野家〕 〔株中日本吉野家〕 (平成 26 年 9 月 24 日)	店舗等の賃貸借等の事業を営む株吉野家資産管理サービス、外食業を営む株北日本吉野家及び株中日本吉野家の 3 社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号前段 (減額) 及び同号後段 (買ったたき)
11	山佐産業(株) (平成 26 年 10 月 22 日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)

主な指導事例（平成26年10月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

業種	概要
建設業	A社は、内装工事、仮設工事及び警備業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた当該役務の対価について、既に取り決めていた対価の一部を減じて支払っていた。
ホテル業	B社は、食材等の納入業者（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額から約1パーセントを差し引いて支払っていた。

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
織物業	C社は、絹織物の製造を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
小売業	大規模小売業者であるD社は、自社で販売する衣料品の裾直し等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
スポーツ施設提供業	スポーツ施設を運営するE法人は、当該施設におけるスポーツ等の指導を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
地方公共団体	F市は、同市の指定ごみ袋の販売業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対して、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。

3 本体価格での交渉の拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）

業種	概要
建設業	G社は、工事を委託している建設業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても、交渉に応じていなかった。